



平成 25 年 2 月 19 日

各 位

上場会社名 日本ペイント株式会社
代表者 代表取締役社長 酒井 健二
(コード番号 4612 東証、大証、名証第 1 部)
問合せ先責任者 執行役員総務部長
赤木 勤
(TEL 06-6455-9141)

当社株式の大規模買付行為に関する必要情報の提供要請について

当社は既にお知らせしておりますとおり、平成 25 年 1 月 21 日にニプシー・インターナショナル・リミテッド（以下、「NIL 社」）から当社株式にかかる大規模買付に関する提案書（以下、「提案書」）を受領し、この提案書に記載された NIL 社の当社株式買付に関し、当社が平成 22 年 5 月 11 日に公表した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の継続について」のルール（以下、「大規模買付ルール」）に則り、平成 25 年 1 月 28 日付で必要情報の提供を要請する書状（以下、「本必要情報リスト」）を NIL 社側に交付しましたところ、平成 25 年 2 月 7 日付で、NIL 社側より回答書（以下、「本回答書」）を受領いたしました。

提案書においては、NIL 社が、当社の発行済普通株式を 8,000 万株（総議決権の約 30.33%に相当）取得することを提案されており、NIL 社の関連会社であるファースト・インダストリーズ・コープが既に保有している当社普通株式 3,851 万 6,000 株（総議決権の約 14.60%に相当）と合算した場合における NIL 社の保有する当社株式数は 1 億 1,851 万 6,000 株（総議決権の約 44.94%に相当）となることを提案されています。NIL 社は、上記 8,000 万株のうち、上記 3,851 万 6,000 株と合算した場合における NIL 社の当社における議決権割合が 20%以上とまらない株式数（約 1,423 万 3,000 株）に達するまで市場での先行買付を行う可能性があるとしております。

かかる提案について、当社取締役会は、大規模買付ルールに則り、本回答書により NIL 社から提供された情報が本必要情報リストに対する回答として十分な内容であり、当社取締役会が提案書を評価・検討し、株主の皆様のご判断に資する必要かつ十分な情報を提供していく上で必要な情報であるか否かについて、慎重に検討してまいりました。その結果、本回答書により提供された情報では、大規模買付行為の目的、大規模買付行為がいかにして当社企業価値の向上に結びつくのか、大規模買付行為によって当社のガバナンスにどのようなリスクが生ずる可能性があるのか等が不明確であり、必要情報として十分ではないと認めため、本日、追加的に必要情報の提供を要請する書状（以下「本追加必要情報リスト」といいます。）を NIL 社側に交付いたしましたのでお知らせします。

本追加必要情報リストの概要は以下のとおりです。

なお、NIL 社に対して行った追加情報提供要請及び同社からの回答の内容につきましては、今後適切な時期に適切な方法で株主の皆様にお知らせする予定です。株主の皆様におかれましては、今後の当社からの情報開示にご留意いただきたく、お願い申し上げます。

[追加で提供を要請した必要情報の主な項目及びその概要]

当社として、当社の企業価値及び株主共同の利益にどのように影響があるのかを判断するという観点から特に重要性が高いと考える項目として、概要以下の事項につき優先的かつ詳細な説明を求めています。

- ① 本件買付けを実施することによる企業価値及び株主共同の利益の向上について
 - ・ 当社の企業価値の向上のため計画している M&A その他の戦略等についての具体的説明
- ② 企業統治（ガバナンス）及び企業の持続可能性（サステナビリティ）の不透明性に起因する企業価値及び株主共同の利益の毀損リスク
 - ・ 例えば以下に示すリスク等に対する予防策、及び発現した場合の対応策等
 - 当社取締役会に対し、株主からのガバナンスが効かなくなるリスク
 - ゴー氏らが当社の実質的支配権を有する株主となった場合に同氏らが当社のアジアにおける合弁パートナーでもあることに起因する当社少数株主との利益相反等のガバナンスに関連するリスク
 - 当社経営のサステナビリティに関するリスク

その他、本回答書の内容を踏まえ、以下①から⑦については、ご回答内容のうち不明瞭な部分等につき、具体的なご説明及び追加情報の提供を要請しております。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠
- ⑤ 買付資金の裏付け（調達方法、買付資金の供与者（実質的提供者を含む。）の名称その他の概要を含む。）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の対応方針

また以下⑧については、概要以下の事項につき回答を求めています。

- ⑧ その他質問事項
 - ・ 市場株価の上昇に伴う買付価格の変更の可能性等につき、新規に質問をしております。

以 上